

山口県報

令和2年
1月14日
(火曜日)

目次

- 告示
指定施業要件の変更予定保安林（山口市）（森林整備課）……………
- 公告
下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………



山口県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

令和二年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（昭和五十九年農林水産省告示第千三百九十号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
山口市徳地袖木字滝ヶ迫四五四、四五五、一〇〇四一、一〇〇四八、一一三二九、字上巢垣八三四、八三六、八三七、八三八の一、八三八の二、八三九から八四五まで、字中迫一〇三二一から一〇三二四まで、字巢垣一〇三一八第一、一〇三八七の九、一一六二四、一一六二五、徳地船路字森ヶ浴一〇五八二、一〇五八六の一、一〇五八七、一〇五八八の一、一〇五八八の二、字上ノ原一〇五九九の一、一〇六〇八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝ヶ迫一〇〇四一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）



- (六) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月十四日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・五・三十七南之浜惣社町線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

令和二年一月十四日印刷
令和二年一月十四日発行

発行人所

山口県知事庁